

第三次かごしま市食育推進計画
【案】

鹿 児 島 市

《 目 次 》

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
第 2 章	市民意識調査の結果からみえる 本市の食育に関する現状	3
1	食育に関する市民意識調査の概要	3
2	現状	4
第 3 章	第二次かごしま市食育推進計画における 評価	15
1	目標項目に対する評価	15
2	目標値一覧	24
第 4 章	計画の基本理念等	25
1	基本理念	25
2	基本目標	25
3	施策の体系	26
第 5 章	施策の展開	27
1	基本目標別の取組	27
	基本目標 1	
	「食」について幅広い知識を身に付けよう！	27
	(1) 食育の意識啓発	27
	(2) 健全な食生活の推進	29
	(3) 安全・安心な食生活の推進	30
	基本目標 2	
	ライフスタイルに応じた食育に取り組もう！	32
	(1) 家庭における食育の推進	32
	(2) 学校・地域社会における食育の推進	34
	(3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進	35

基本目標 3

食の循環や環境を考えよう！	37
(1) 地産地消及び農林漁業体験の推進	37
(2) 食文化継承に関する取組の推進	38
(3) 環境に配慮した食育の推進	39
2 鹿児島市の主な事業等一覧	41

第6章 計画の数値目標	44
-------------	----

第7章 計画の推進体制	45
-------------	----

(注)本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

近年のライフスタイルの多様化に伴い、「食」をめぐる環境が変化し、栄養の偏り、肥満や生活習慣病^{※①}の増加等の問題が生じている中、国は平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。この食育基本法では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしています。

本市では、平成21年3月に「かごしま市食育推進計画(平成21年～25年度)」、平成26年3月には「第二次かごしま市食育推進計画(平成26年～30年度)」(以下「第二次計画」という。)を策定し、恵まれた自然環境と豊かな食材を有する特性を生かして、家庭や地域、保育所・幼稚園・小中学校等、また食料の生産者など食に関わる関係機関・団体等と連携して食育の推進に取り組んできました。

この第二次計画の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況や本市の食をめぐる現状、課題等を踏まえ、「第三次かごしま市食育推進計画」(以下「第三次計画」という。)を策定するものです。

第三次計画では、「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」という第二次計画の基本理念を引き継ぎ、新たに3つの基本目標を掲げました。市民一人ひとりが「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践し、また、「食」について感謝の念や理解が深まることを目指しています。

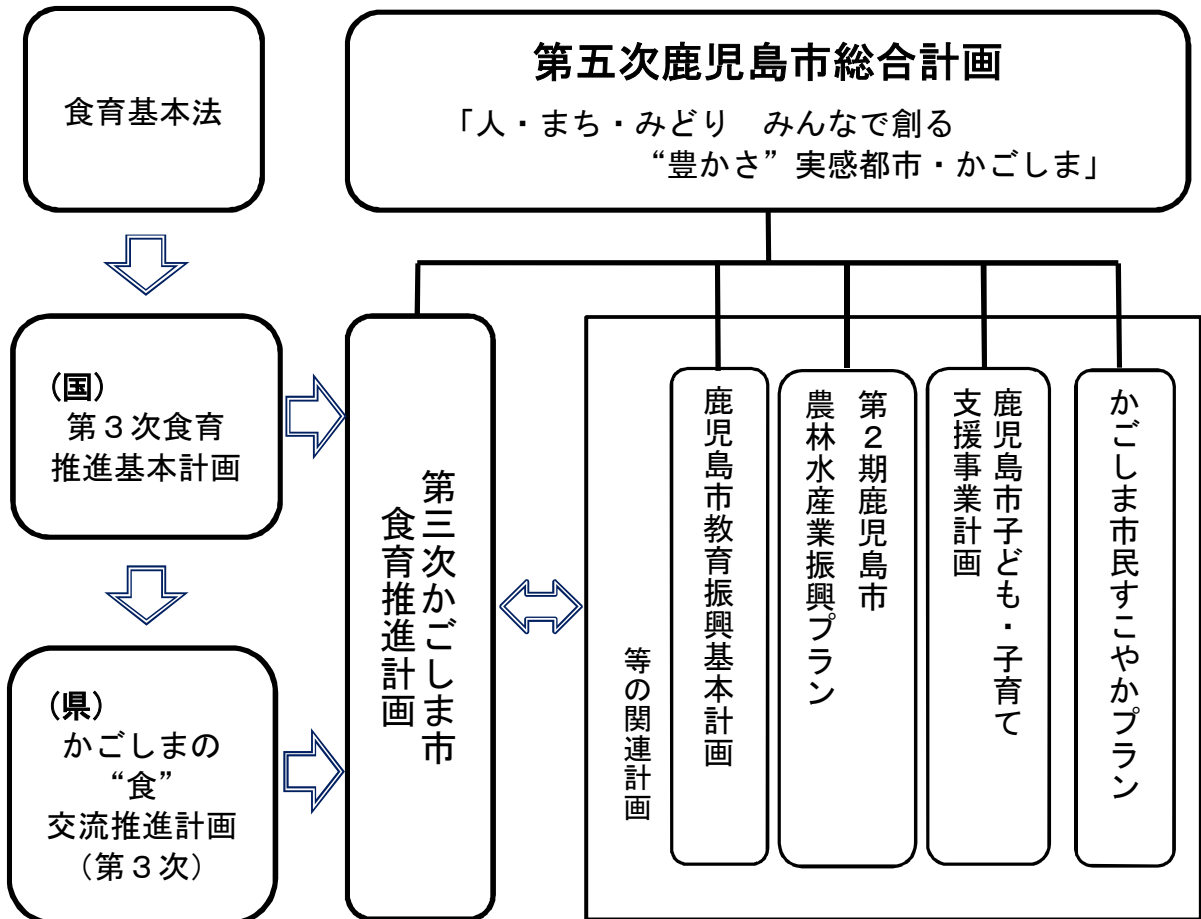
また、基本方針ごとに市の取組に加え、市民の取組を設定し、食育に関する施策を市民と一体となって推進することとしています。

※①生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣によって、引き起こされる病気の総称。主な生活習慣病にはがん、高血圧、糖尿病、メタボリックシンドロームなどがある。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、本市における食育の推進に関する施策について定めるものです。

また、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3. 計画期間

計画の期間は、平成31年度から平成33年度までの3年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。